

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 3 1 日

介護保険サービス事業所管理者 様
介護保険施設管理者 様

三重県医療保健部長寿介護課長

介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始届について

平素は、本県の介護保険行政に格別のご理解ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

国の経済対策「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、介護職員を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置を令和4年2月から9月まで（8か月間）実施することとなりました。

この「介護職員処遇改善支援補助金」については、ベースアップを主たる目的とし、全額を賃金改善に充てることが必要ですが、令和4年10月以降も本補助金と同様の内容となる処遇改善加算が設けられる予定です。

現行の処遇改善加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）を取得済であることが、本補助金の要件のひとつになりますが、交付を受けるためには、まずは「賃金改善開始の報告」届の提出が必要です。このたび国から様式が示されましたので、正式に提出を依頼するものです。

事業者の皆様におかれましては、介護職員の処遇改善を一層進める観点から補助金取得に向け取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 提出書類 「賃金改善開始の報告」届
- 2 提出方法 三重県電子申請システムにより提出

<https://www.shinsei.pref.mie.lg.jp/uketsuke2/dform.do?id=1642415235825>

※令和4年2月1日（火）から提出が可能

3 提出期限 令和4年2月28日（月）

※様式のダウンロードや提出方法、申請手続きの詳細などについては、県ホームページでご確認ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/m0072500113.htm>

トップページ > 健康・福祉・子ども > 福祉 > 高齢者福祉・介護保険

4 問い合わせ先

○制度全般に関すること

厚生労働省老健局 介護職員処遇改善支援補助金コールセンター

03-6812-7835（受付時間：平日 9:30-17:30）

○書類の提出に関すること

三重県長寿介護課 介護職員処遇改善支援補助金コールセンター

059-224-3411（受付時間：平日 9:00-17:00）